

佐賀県規則第31号

佐賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立自然公園条例施行規則（昭和49年佐賀県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第14条 条例第14条第10項第3号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p><u>(16)の2</u> 略</p>	<p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第14条 条例第14条第10項第3号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p><u>(16)の2 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標を設置すること。</u></p> <p><u>(16)の3</u> 略</p> <p><u>(16)の4 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）すること。</u></p> <p><u>(16)の5 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。</u></p> <p><u>(16)の6 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。</u></p> <p><u>(16)の7 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。</u></p> <p><u>(16)の8 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>の実施のために必要な工作物を設置すること。</u></p> <p><u>(16)の9 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。</u></p> <p><u>(16)の10 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。</u></p>
(17)～(22) 略	<p>(17)～(22) 略</p> <p><u>(22)の2 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。</u></p> <p><u>(22)の3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。</u></p>
(23)～(42) 略	<p>(23)～(42) 略</p> <p><u>(42)の2 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</u></p> <p><u>(42)の2の2 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</u></p>
(42)の2 略	(42)の2の3 略
(42)の3～(43) 略	<p>(42)の3～(43) 略</p> <p><u>(43)の2 認定保護増殖事業等の実施のために条例第14条第4項</u></p>

改正前	改正後
<p>(43)の2 略</p> <p>(43)の3～(45)の12 略</p> <p>(45)の13～(45)の29 略</p> <p>(46) 略</p>	<p><u>第10号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。</u></p> <p>(43)の2の2 略</p> <p>(43)の3～(45)の12 略</p> <p><u>(45)の12の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。</u></p> <p>(45)の13～(45)の29 略</p> <p><u>(45)の30 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。</u></p> <p><u>ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間</u></p> <p><u>イ 風致の維持のために行われる措置の内容</u></p> <p><u>ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限</u></p> <p><u>エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨</u></p> <p>(46) 略</p>

改正前	改正後
<p>(利用調整地区における認定等を要しない行為)</p> <p>第16条 条例第15条第3項第5号に規定する規則で定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うもので次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの</p> <p>ア 第14条第6号、第7号、第9号(港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。)、第10号、第11号、第14号、第16号、第20号、第21号、第39号、第41号、第42号、<u>第43号の2</u>、第43号の6、第45号の18及び第45号の27に掲げる行為</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(22) 略</p> <p>(普通地域内における届出を要しない行為)</p> <p>第20条 条例第24条第7項第3号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第14条第1号から<u>第16号の2</u>まで、第24号から第27号まで、第38号から<u>第42号</u>まで、第44号又は第45号に掲げる行為</p> <p>(2)～(20) 略</p>	<p>(利用調整地区における認定等を要しない行為)</p> <p>第16条 条例第15条第3項第5号に規定する規則で定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うもので次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの</p> <p>ア 第14条第6号、第7号、第9号(港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。)、第10号、第11号、第14号、第16号、第20号、第21号、<u>第22号の3</u>、第39号、第41号、第42号、<u>第43号の2の2</u>、<u>第43号の6</u>、<u>第45号の12の2</u>、第45号の18及び第45号の27に掲げる行為</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(22) 略</p> <p>(普通地域内における届出を要しない行為)</p> <p>第20条 条例第24条第7項第3号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第14条第1号から<u>第16号の10</u>まで、第24号から第27号まで、第38号から<u>第42号の2の2</u>まで、第44号又は第45号に掲げる行為</p> <p>(2)～(20) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。